

**公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開**

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
名古屋証券取引所監理官室の賃貸借契約 令和4年4月1日～令和5年3月31日 44.46㎡	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 森 尚生 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	令和4年4月1日	株式会社名古屋証券取引所 愛知県名古屋市中区栄3-8-20	6180001051275	業務を遂行するにあたり、取引所と同一建物内において業務を行う必要があり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。 (根拠区分:口)	2,711,340円	2,711,340円	100.0%					
日経テレコン21の利用一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 森 尚生 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1 ほか9官署	令和4年4月1日	株式会社日本経済新聞社 東京都千代田区大手町1-3-7 日経メディアマーケティング株式会社 東京都千代田区大手町1-3-7	3010001033086 7010001025724	ビジネス情報等の収集に不可欠な新聞・雑誌記事、企業情報、財務情報等のデータベース検索サービスである日経テレコン21について、当該情報を提供することができる唯一の者であって、会計法第29条の3第4項に該当するため。 (根拠区分:二(ハ))	他官署で調達手続きを実施のため	59,700円ほか一部単価契約	—					分担契約 契約総額 3,761,268円
オンライン・リアルタイム・システムによる金融情報サービスの提供業務に関する契約一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 森 尚生 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	令和4年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋兜町7-1	4010001015075	公募を実施した結果、本業務の業務履行可能な者が1者しかなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,569,940円	3,569,940円	100.0%					
国有財産の売払いに係る媒介業務(静岡市葵区浅間町2-31-6外1筆 外1件)一式	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 森 尚生 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	令和4年4月14日	山田土地建物株式会社 静岡県静岡市駿河区中田本町28-12	4080001024078	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	1,463,000円	—					
令和4年公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)会場借上契約 令和4年5月28日～令和4年5月29日	支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長 森 尚生 愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	令和4年4月25日	株式会社ティーケーピー 東京都新宿区市谷八幡町8 TKP市ヶ谷ビル2F	7010001105955	公募により募集を行ったところ、当局の条件を満たす応募者が1者のみだった。契約価格の競争による相手方の選定を許さず、会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない	2,669,025円	—					

(注1)「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ)法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)

(ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。